

旭川市子ども基金のご案内

相談窓口

無幼児健診受付についての申告
保育園

生まれるまで
赤ちゃんが

生まれたら
赤ちゃんが

預け入れときは
子どもを一時的に

保育園など

なつたら
小学生に

なつたら
高校生に

ひとり親家庭
子どもの支援

おでかけ
親子で

防止
児童虐待の
とき

とき
もじもの

備えて
災害に

さくいん

その他

旭川市子ども基金は、この前身である旭川市交通遺児福祉事業基金の趣旨を踏まえつつ、幅広く子育て環境の充実に向けて取り組んでいくための財源に充てることができるよう、平成24年度に設置しています。



寄附を活用させていただく事業

子どもや子育てに関する支援

子どもの多様な経験・学びの機会を提供する取組や、交通災害・労働災害又は不慮の災害により遺児となった子どもを扶養している保護者に手当を支給するなど、子どもたちの明るい笑顔がいつまでも輝き続けることができるような、まちづくりに活用してまいります。

寄附に関する手続等

- 下記担当までお問い合わせください、旭川市のホームページ (<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>) から「旭川市子ども基金」で検索してください。
- 旭川市への寄附は、所得税・住民税の寄附金(税額)控除の対象になります。
詳しくは、行政改革課(☎25-5140)にお問い合わせください。



お問合せ 子育て支援課子育て企画係 ☎25-9128

どさんこ・子育て特典カード



北海道では、全道各地の企業・施設の方々と一緒にになって、社会全体で子育て家庭を応援しています。

どさんこ・子育て特典制度は、妊娠中の方又は小学生までの子どもがいる世帯が、子どもと同伴で買物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店舗から様々なサービスを受けられる子育て家庭を支援する取組です。

対象となる世帯

- 妊娠中の方がいる世帯
- 小学生までの子どもがいる世帯

利用方法

協賛店舗で特典カードを提示すると、協賛店舗から特典サービスを受けることができます。カードを受け取られたら、裏面に、保護者(妊娠中の方)の氏名、子どもの氏名、生年月日、お住まいの市町村名を記載し、御利用ください。

配付場所

- 旭川市総合庁舎3階 子育て支援課子育て企画係
- 各支所
- 東部まちづくりセンター
- 地域子育て支援センター
- 健診会場(4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診)

協賛店舗・特典サービス

協賛店舗には、協賛ステッカーが掲示されていますので、特典を受ける際の目印にしてください。また、北海道内の協賛店舗・施設・特典サービスについては、北海道のホームページを御覧ください。

お問合せ 子育て支援課子育て企画係 ☎25-9128